

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

近年の廃棄物行政における基本政策の一つは、「循環型社会形成の推進」であり、廃棄物等の発生を抑制し、排出された資源物の再利用、再利用困難物の適正処理をより一層計画的に推進し、天然資源の消費抑制、環境負荷への低減を図っていくことが強く求められている。

さらに、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定。）において、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の考え方も踏まえ、気候変動対策等の環境的側面をはじめ、経済的側面、社会的側面の統合的な向上という方向性が示されたほか、「多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」等の方向が示された。

このような状況の中、本町では地球温暖化による気候変動への対策に注視し、SDGsが目指す「持続可能な社会」の実現に資するため、令和2年5月に「熊取町気候非常事態宣言」を表明し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用の推進、2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにすること、また、気候変動の影響に対応でき、災害に強いまちづくりを目指している。

したがって、本町としてもこれらを念頭におき、循環型社会形成を推進するために、以下の4つの基本方針を定めるものとする。

<環境への負荷の軽減を図る>

リフューズ（発生抑制）、リデュース（減量化）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「4R」を中心に更なるごみの減量化・再資源化を促進し、適正なごみ処理体制の構築を図る。

また、ごみの発生が少なく質の高いリサイクル（繰り返し再生利用可能な素材へのリサイクル）の進んだ社会と、少ない資源で最低限必要な物が生産され、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会の形成を目指し

ていく。これらの施策は、温室効果ガス排出削減、脱炭素社会の実現にもつながることから本町としても重点的に取り組んで行く。

<環境教育の充実を図る>

住民においては、一人ひとりがごみを減らす工夫を心掛け、ライフスタイルを見直し、「もったいない」の意識や自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐことで、ごみ問題に対する意識を高める。また、事業者は事業活動に伴うごみの排出抑制に努めるとともに、技術や人材を活かし、環境教育の一翼を担うことが求められる。

そこで、家庭、地域、学校、職場、その他のあらゆる場において、子どもからシニアまでを含めてライフステージに応じた環境教育を推進し、環境保全の意欲を高めることができるよう、主体的に環境について学習できる機会を確保していく。

<住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む>

生産から流通、消費、廃棄に至るまで、環境への配慮をしながら、的確で効果的なごみ処理を進めるため、住民や事業者、そして町それぞれが担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向け社会全体で協働して積極的に取り組み住民や事業者によるごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルを促す。

<安全・安心で確実なごみ処理に取り組む>

住民の安全・安心に関する意識が高まっていること等を踏まえ、安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するための取り組みを進める。

特に、災害時においてもごみ処理が継続的かつ確実に実施されることが重要であることから、災害廃棄物処理計画に基づき取り組むとともに、平時より近隣市町や廃棄物に関する関係団体等との協力体制を確立しておく。

また、今後の感染症対策として、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、庁内関係部局や関係団体と連携した事業継続が実施できるよう、平時から緊急時対策の検討や、教育等に取り組んで行く。

以上の基本方針に基づいて、今後、排出抑制・再資源化に関する施策を展開していくものとし、第2章ごみ処理の状況において分析した実績及び第3章ごみ量の予測にて示した結果を踏まえ、この計画の具体的な数値目標を次のとおり定める。

数値目標

1. 家庭系ごみ発生量（集団回収量・資源ごみを除いた値）

○382.7g/人・日【令和4年度比 20%削減】

2. 事業系ごみ発生量

○2,802t/年【令和4年度比 20%削減】

3. 再生利用率（資源化率）

○21%【令和4年度実績 13%】

資源化量（集団回収量を含む。）/ごみ総排出量

表 4-1-1 国及び大阪府の目標値

国及び大阪府の目標				
項目	国（環境省）			大阪府
	廃棄物処理法の 基本方針	循環型社会 推進基本計画	廃棄物処理施設 整備計画	大阪府循環型 社会推進計画
策定年度	令和5年6月	平成30年6月	令和5年6月	令和3年3月
基準年度	平成24年度	平成12年度	—	令和元年度
目標年度	令和7年度	令和7年度	令和9年度	令和7年度
項目	①一般廃棄物排出量 平成24年度比 約16%削減 ②再生利用率 令和9年度目標 約28% ③最終処分量 平成24年度比 約31%削減 ④1人1日当たりの ごみの排出量 約440g/人・日	①1人1日当たりの ごみの排出量 =約850g/人・日 ②1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (集団回収量・ 資源ごみ等を 除いた値) =約440g/人・日 ③令和12年度目標 家庭系食品ロス量 平成12年度の半減 ④事業系食品ロス量 サプライチェーン 全体で平成12年度 の半減	①リサイクル率 28% ②一般廃棄物排出量 最終処分場の 残余年数 令和2年度の水準 (22年分)を維持 する ③浄化槽整備区域内 の浄化槽人口普及率 76%以上 ④ごみ処理施設の 発電効率の平均値 22% ⑤廃棄物エネルギーを 外部に供給している 施設の割合 46%	①一般廃棄物排出量 (事業系を含む) R1 308万トン →R7 276万トン 1人1日当たりの 生活系ごみ排出量 (集団回収・資源 ごみ排出量を除く。) R1 450g/人・日 →R7 400g/人・日 ②再生利用率 R1 13.0% →R7 17.7% ③最終処分量 R1 37万トン →R7 31万トン ④容器包装プラスチック (一般廃棄物) 排出量 R1 24万トン →R7 21万トン 再生利用率 R1 27% →R7 50%

第2節 処理主体

本町におけるごみ処理主体は、現行体制を踏襲するものとし、表 4-2-1 に示すとおりとする。

なお、令和 14 年度には広域（泉佐野市、田尻町、熊取町）による中間処理を新しいごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）で行うこととしている。

表 4-2-1 ごみ処理主体

区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ		委託 許可 直営	直営	委託 (大阪湾広域臨海 環境整備センター)
資源ごみ	びん類 ペットボトル プラスチック製容器包装 かん類 紙類、衣類	委託 許可 直営	委託 (資源再生業者)	
	小型家電	委託 直営	委託	
粗大・不燃ごみ		委託 許可 直営	直営	委託 (大阪湾広域臨海 環境整備センター)

表 4-2-2 収集・運搬委託及び許可業者

業者名	松藤工業(株)		(有)中西興業		(有)日東興産	(株)興和	(株)奥野興業	(株)美濃ラボ
区分	委託	許可	委託	許可	許可	許可	許可	許可
可燃ごみ	○	○			○	○		
資源ごみ	○	○	○	○	○	○	○	
粗大・不燃ごみ	○	○	○	○	○	○	○	
その他								○

※ 本町の収集・運搬委託及び許可業者は、上記のとおり委託業者 2 者、許可業者 6 者となっている。

第3節 排出抑制・再資源化計画

1. 排出抑制・再資源化施策

本町では、循環型社会の形成に向け、以下に示すごみの排出抑制・再資源化に関する取り組みについて実践ならびに検討していく。

(1) 廃棄物減量等に関する組織運営

本計画策定にあたり、住民、事業者が参画する「廃棄物減量等推進審議会」を開催し、今後の廃棄物の減量等に関する施策を審議する。「廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）」については、住民と行政との連絡役、地域におけるごみ減量化や分別排出の徹底に関する意識高揚を図るなどの活動を促進していくため、住民とともに研修会等を通じて活動ノウハウを提供するなど活動をサポートしていく。

(2) 広報・啓発活動の推進

重点取組

住民、事業者に対してごみの排出抑制・再資源化ならびにごみ問題に関する意識や排出マナーの向上のために、主に以下の事項について、①～⑥の方法によって広報・啓発活動をより一層推進していく。

<主な広報・啓発事項>

- ごみの発生抑制やリサイクル（ごみを出さないライフスタイル）
- ごみの分別区分・分別基準（新区分・新基準を含む。）
- 分別排出の徹底（資源化促進）
- 生ごみ処理機等購入費補助制度
- 地域における集団回収の推奨
- 熊取町エコプロジェクト（プラスチックごみ・食品ロスの削減）
- プラスチック使用製品廃棄物への取り組み
- 特定家庭用機器廃棄物や適正処理困難物等の不適正処理の防止

- 不法投棄の防止（環境美化を含む。）
- 新たなりサイクル施策の取り組み

<広報・啓発活動の方法>

- ① 自治会掲示板、回覧板の活用
- ② 各種刊行物（広報紙、チラシ等）の配布
- ③ インターネットによる本町のごみ関連ホームページ、脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」等の活用
- ④ 副読本の配布
- ⑤ 不法投棄の防止、ポイ捨ての禁止、資源ごみ抜き取り行為禁止のためのパトロールの実施
- ⑥ 環境フェスティバルなどのイベントの実施

(3) 環境教育の推進

ごみの排出抑制や再資源化に関する意識の高揚を図るため、学校等での副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会等を実施する。

子どもから大人までライフステージに応じた環境教育を推進し、環境保全の意識を高めることができるよう、環境教育の一環として、環境フェスティバル等のイベントや環境教育セミナーの開催等により主体的に環境について学習できる機会を確保していく。

また、環境教育も兼ねた実践として、令和4年度からは町立5小学校で給食残渣の堆肥化を、令和5年度からは町立小中8学校で学校給食牛乳のノンストロー化を実施している。今後も学校・地域における循環型社会形成の推進に向け、取り組みを図っていく。

事業者については、排出者責任と事業活動における環境負荷の低減を目指してもらえるようセミナーなどの情報を提供していく。

(4) 資源ごみ分別収集の推進

ごみの再資源化をより一層促進するため、排出者（住民、事業者）に対し、資源ごみの分別排出について協力を求める。排出者の分別意識が減退しないように、資源ごみの抜き取り防止対策として不定期にパトロールを実施する。また、住民のみなさんが自主的に行う自治会、子供会等の集団回収を推奨する。

その他紙製容器包装の資源ごみ分別については、適切な時期に効果的な導入ができるよう、引き続き検討する。

小型家電については、熊取町役場、煉瓦館、駅下にぎわい館、熊取図書館、ひまわりドーム、環境センターに回収ボックスを設置しており今後も引き続き回収を実施するとともに、回収ボックスの設置場所の増設等についても検討する。

令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチック資源の循環拡大が求められている。本町では、ごみ処理の広域化に伴う新ごみ処理施設の建設を控え、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品の分別収集について、構成市町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とで協議して連携する。

(5) 生ごみの自家処理促進

生ごみ処理用機器（生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機等）による自家処理は、ごみ減量化・リサイクルの有効な手段である。したがって、「生ごみ処理機等購入費補助制度」については、生ごみの自家処理が広くかつ効果的に実践されるよう、さらなる普及啓発を進める。

(6) 粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の運用

粗大・不燃ごみの有料制度については、引き続き制度の趣旨や排出方法を普及啓発する。また、高齢者や障がい者等の世帯を対象とした運び出しサポートや排出の利便性向上のためのインターネット申込みを継続する。小型不燃ごみの排

出方法として、役場と駅下にぎわい館及び協力3店舗での拠点回収を実施している。なお、当該制度による減量効果を見極め、制度の見直しについても適宜検討する。

(7) 可燃ごみ有料制（指定袋制）の運用

ごみの減量化（食材の使い切りや食べ残しをしない等の食品ロス抑制のPR、生ごみの水きりのPR等）・再資源化を促進するとともに、ごみ処理コスト意識の醸成や分別排出の徹底を図るため、可燃ごみ有料制（指定袋制）を維持するとともに、他市町の事例も参考に、資源投入・消費の最小化及び住民の利便性向上の観点から現行指定袋サイズについての見直しを検討する。

また、可燃ごみ排出量が増加した場合及び新ごみ処理施設稼働時には、手数料について検討する必要があることから、指定袋制による減量効果等を見極め、制度の見直しについても、適宜検討する。

(8) 包装廃棄物等の減量

包装廃棄物等の減量を図るため、事業者に対しては、過剰包装の自粛要請やマイバッグキャンペーンの自発的取り組み、ワンウェイプラスチック排出抑制の促進を要請する。また、住民に対しては、マイバッグやマイボトルを活用するよう周知・啓発を図る。

このように、住民や事業者の双方による取り組みを促すことで、包装廃棄物等がより一層削減されるよう施策の展開を図る。

(9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制

消費者（住民、事業者）に対して、再生品の積極的な使用、使い捨て品（ワンウェイ容器等）の使用抑制について広報等を通じて協力を求めていく。また、環境センターに持ち込まれた粗大ごみを有効活用するために住民に提供し、「もったいない」という意識の醸成を図っていく。

(10) 容器等の店頭回収の促進

スーパー、商店等における、発泡トレイや飲料用容器等の店頭回収を推奨するとともに、住民に対しても店頭回収に協力するよう求める。

(11) 庁舎等における排出抑制

役場及び公共施設から排出されるごみの抑制を図り、ごみの再資源化をより一層促進するため、職員に対し啓蒙・啓発・教育・指導を実施する。

包装廃棄物の減量を図るために、マイバッグ使用を勧め、その他、ペーパーレス化や物品等の長期使用に努めるとともに、再生品を使用した事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の積極的な使用を図っていく。

(12) 事業者に対する減量化・再資源化要請とごみ処理手数料の見直し

事業系ごみの減量化・再資源化を促進するために、排出状況の把握に努めるとともに、事業所の減量化実施計画の作成指導を通じて、自己処理の徹底や計画的な排出抑制対策を図るよう要請していく。また、ごみの排出抑制を推進するため、ごみの多量排出者に負担を求める場合や、ごみ処理経費が増える場合等は、必要に応じ、ごみ処理手数料の見直しを行う。

さらに、再資源化の促進が持続的に図られる特定のごみに関しては、事業者からの要請に応じて、廃棄物処理法施行規則第2条及び第2条の3に規定される、「再生利用指定制度」を適用し、魚あらや剪定枝などのリサイクルを促進する。なお、魚あらについては、大阪府内市町村等で構成する大阪府魚腸骨処理対策協議会の決定により食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者で、本町が搬入先と認めた小島サステナブルフィッシュリーズ株式会社において資源化を図ることを要請する。

(13) 食品ロスの削減

重点取組

本町では、これまで平成31年2月の「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」及び令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、プラスチックごみと食品ロスの削減に関し様々な取り組みを実施してきたが、より一層効果的に施策を推進するため、令和2年5月「熊取町エコプロジェクト」を策定した。なお、熊取町エコプロジェクトの体系図については図4-3-1に示す。また、本計画の次節において、新たに「食品ロス削減推進計画」として位置づける。

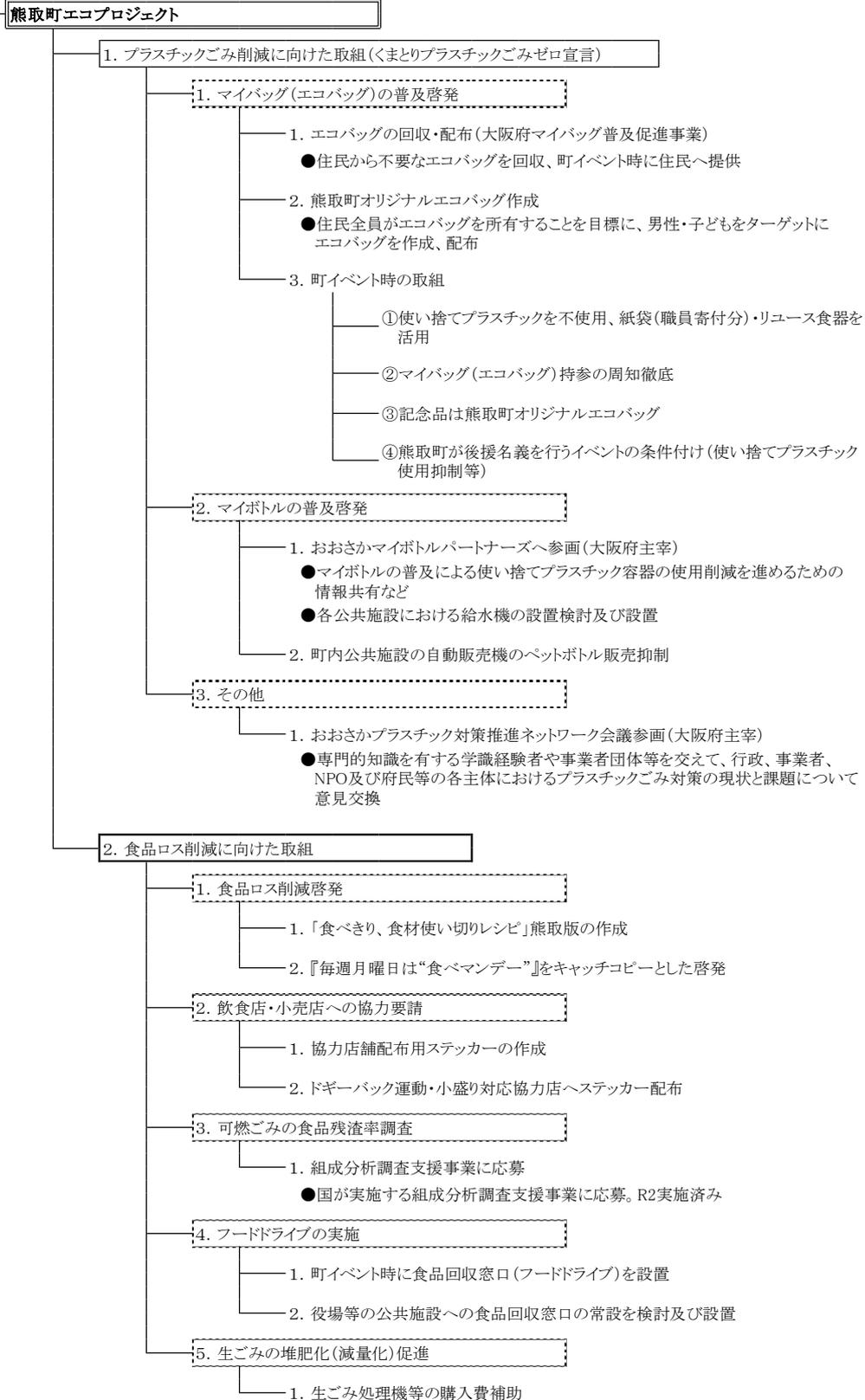


図 4-3-1 熊取町エコプロジェクト体系図

2. 住民・事業者・行政の役割

排出抑制・再資源化施策の実践にあたっては、住民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で相互に協力していくことが重要であることから、三者が密接に連携することを念頭に置き、表4-3-1に示すそれぞれの役割を果たして、ごみの排出抑制・再資源化に取り組んでいく。

表 4-3-1 住民・事業者・行政の役割(1/2)

施策	行政	住民	事業者
(1) 廃棄物減量等に関する組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の運営 ・推進員活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会への参画 ・推進員活動への理解と協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会への参画
(2) 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を活用した広報、啓発活動の強化 ・パトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、啓発内容の理解と認識 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、啓発内容の理解と認識
(3) 環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本の作成 ・ごみ処理施設見学会の実施 ・環境イベントや環境教育セミナーの開催等 	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本の活用 ・学習機会の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本の活用 ・学習機会の利用
(4) 資源ごみ分別収集の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の広報 ・収集運搬体制の整備 ・対象品目の資源化 ・資源化ルートの確保と整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出の徹底 ・集団回収の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出の徹底 ・事業者自ら資源化ルートの開拓 ・資源物の積極的受入
(5) 生ごみの自家処理促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と事業者への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理用機器の活用、適正な維持管理、継続的な使用 ・生ごみの排出抑制 ・堆肥の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法による取組（食品関連事業者）
(6) 粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の趣旨と排出方法の啓発 ・ごみ処理手数料の徴収（処理券、指定袋の作成・販売） ・拠点回収の追加 ・排出方法等見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の趣旨理解 ・適正排出 ・ごみ処理手数料の負担（処理券、指定袋の購入） 	

表 4-3-1 住民・事業者・行政の役割(2/2)

施策	区分	行政	住民	事業者
(7) 可燃ごみ有料制(指定袋制)の運用		<ul style="list-style-type: none"> ・有料制度の広報啓発 ・ごみ処理手数料の徴収(指定袋の作成・販売) ・制度見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋による排出 ・ごみ処理手数料の負担(指定袋の購入) 	
(8) 包装廃棄物の減量		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の自発的取り組みの支援 ・店舗等へレジ袋有料化等の協力要請 ・住民に対する買い物かご、マイバッグ持参の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装の拒否 ・買い物かご、マイバッグの使用 ・店舗等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の推進 ・リサイクルを考慮した包装容器の選定 ・梱包方法の工夫 ・不要な梱包材の回収再生利用
(9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制		<ul style="list-style-type: none"> ・住民と事業者への再生品使用の要請 ・フリーマーケット等の開催や支援 ・リユース品提供事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品の使用 ・フリーマーケット等への積極的参加や活用 	<ul style="list-style-type: none"> (一般事業所) ・事務用品等の再生品使用 ・従業員の教育と指導(小売業者) ・包装資材等への再生品使用(製造業者) ・原材料における再生品の使用 ・商品の材質表示 ・リサイクルが容易な商品の開発と販売
(10) 容器等の店頭回収の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等での店頭回収の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収の実施
(11) 庁舎等における排出抑制		<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の意識改革 ・過剰包装の拒否 ・マイバッグの使用 ・職員への教育と指導 ・事務用品等の再生品使用 		
(12) 事業者に対する減量化指導の徹底とごみ処理手数料の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・減量化実施計画の対象事業者の把握 ・減量化の指導 ・ごみ処理手数料の定期的な見直し ・減量化の成果確認 ・再資源化が持続的に図られるごみの減量化や再資源化の促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・減量化実施計画の作成 ・計画の実践 ・処理手数料の負担 ・ごみの再資源化の促進
(13) 食品ロスの削減		<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育セミナー等での情報発信 ・熊取町mottECO食べきり協力店等へ要請 ・3010運動啓発 ・町内フードドライブ事業推進 ・全国協議会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・使い切れる・食べきれ分だけ購入 ・冷蔵庫内等の適切な在庫管理 ・消費・賞味期限の理解 ・3010運動の実践 ・食材を無駄にしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・商慣習等見直し ・規格外や未利用品の農林水産物の活用 ・mottECO活動へ協力 ・3010運動呼びかけ ・フードシェアリングの活用等 ・未利用食品の提供

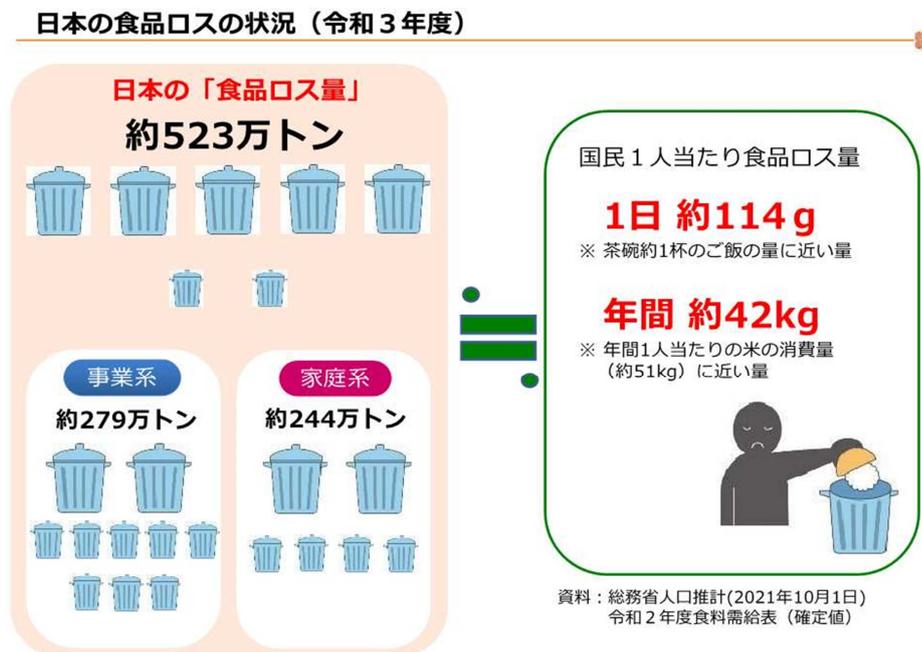
第4節 食品ロス削減推進計画

本計画第4節を「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定による「熊取町食品ロス削減推進計画」と位置づけ、様々な取り組みを実践していく。

1. 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことで、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されている。

また、日本の「食品ロス」の量は年間523万t（令和3年度推計より）、国民一人1日あたり約114gとされている。（図4-4-1 日本の食品ロスの状況）



出典：日本の食品ロスの状況（令和3年度）農林水産省HP

図4-4-1 日本の食品ロスの状況

2. 熊取町の食品ロスの現状

令和2年度に実施した環境省による食品ロス実態調査支援事業の結果から、本町の家庭における食品ロス量は、一人1日あたり約74gであり、これは年間1,179tの食品が廃棄されていると推察される。

また、食品ロス量における廃棄割合については図 4-4-2、実態調査写真は図 4-4-3
のとおりである。



図 4-4-2 熊取町食品ロス廃棄割合



図 4-4-3 食品ロス実態調査写真

3. 熊取住民の意識の現状

消費者庁が行った令和2年度の調査では、食品ロス問題の認知度について、「知っている」が79.4%、「知らない」が20.6%であった。

一方、熊取町が同年に行った独自調査では、「知っている」が95%、「聞いたことがある」が3%、「知らない」が2%となっており、全国と比べて熊取住民の意識レベルはかなり高い。熊取住民の食品ロス認知度を図4-4-4に示す。

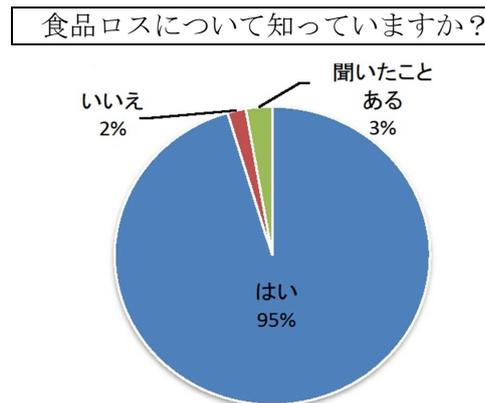


図4-4-4 食品ロス認知度

4. 食品ロス削減計画の3つの柱

食品の廃棄は生産・流通過程で使用した多くのエネルギーや資源を無駄にしていると同時に、ごみ処理過程においては温室効果ガスを排出させるなど、地球環境への負荷の一因となっていることを踏まえ、SDGsに貢献するとともに、令和2年度策定の熊取町エコプロジェクトにおける食品ロスの削減に取り組むため、次の3つの柱を定める。

〔1〕食品ロス削減に向けた普及啓発

〔2〕住民・事業者等と連携した取組みの推進

〔3〕循環利用の推進

5. 具体的な取組み

〔1〕食品ロス削減に向けた普及啓発

(1) 環境学習・教育の充実

- ・小学校4年生を対象とした環境教育セミナーの実施
- ・環境イベント等で食品ロス削減について学習するブースの設置 等

(2) 食品ロス削減方法の発信

- ・熊取町エコプロジェクトの発信
- ・「食ベマンデー」の取組みの発信
- ・冷蔵庫スッキリ！レシピの発信
- ・広報・ホームページや公式LINE等を利用した情報発信 等

〔2〕住民・事業者等と連携した取組みの推進

(1) 食品関連事業者における食品ロス削減の取組みの推進

- ・熊取町 mottECO 食べきり協力店等への働きかけ
- ・宴会シーズンに合わせた3010運動の展開
- ・町内食品小売店等と連携した手前取りの展開
- ・フードシェアリングサービスの活用 等

(2) フードドライブ活用の促進

- ・町内フードドライブ事業の推進
- ・住民団体等によるフードドライブ活動への支援、関係部局間との連携
- ・災害時用備蓄食料、規格外品の有効利用 等

(3) 各主体との連携強化

- ・住民、住民団体、事業者との情報共有、情報交換
- ・食品ロス削減に関する関係部局との情報共有、情報交換
- ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した食品ロス削減の取組みの推進 等

〔3〕循環利用の推進

(1) 食品廃棄物の堆肥化

- ・給食調理残渣や食べ残しの堆肥化の継続
- ・熊取町生ごみ処理機購入補助金活用の周知及び促進 等

(2) 食品リサイクルの促進

- ・「食品リサイクル法」に基づく魚あら等の食品廃棄物のリサイクルの促進
- ・多量排出事業所に対する食品リサイクルの協力要請 等

6. 住民・事業者・行政の役割

(1) 住民の役割

- ・食品ロス削減の重要性についての理解と、食品ロスに関する情報収集や町等が実施する施策への積極的な参加
- ・家庭をはじめとする生活の場における、食材の量の見直しや調理の工夫、冷蔵庫内の在庫管理等、食品ロス削減に向けた自主的な取り組み
- ・家庭で余っている食品のフードドライブへの提供
- ・外食時に食べきれる量の注文や食べ残したものは自己責任のもとで持ち帰るなど、食べ残しによる食品ロス削減の取り組みへの協力
- ・食品の製造や流通の仕組みの理解と、陳列棚の手前取りや少量メニューの選択など事業者の食品ロス削減の取り組みへの協力

(2) 事業者の役割

- ・食品ロス削減の必要性についての理解、自らの事業活動により発生している食品ロスの把握と社員等への啓発
- ・適正受発注、商習慣の見直し、売り切り・食べきり等、自らの業態に応じた食品ロス削減に向けた取り組みの推進
- ・自らの取り組みに関する積極的な情報提供や啓発による、消費者の行動促進と食品ロス削減に向けた意識醸成

- ・町等が実施する施策・啓発事業等への積極的な協力
- ・やむを得ず発生してしまう食品ロス等の堆肥化や飼料化等による有効活用

(3) 行政（熊取町）の役割

- ・あらゆる主体に対する食品ロスに関する啓発等の実施と、社会全体における食品ロス削減の機運醸成
- ・生産や製造、流通、販売に至る食品ロスの課題に対する住民、事業者、関係団体等の多様な主体と連携した取組みの推進
- ・食品廃棄物の有効活用に向けた食品リサイクルによる循環利用の推進

第5節 分別収集計画

1. 計画目標

本町では、最終処分量の低減、環境保全、資源の有効利用等の観点から、リサイクルの必要性や法体系の動向等を考慮して、町全域を対象に資源ごみ分別収集を実施し、その対象品目も拡大してきた。しかしながら、さらに資源ごみ分別収集の効果を上げるためには、施策を長期にわたり継続していくとともに、現状のシステムを改善、再構築していくことが求められる。

したがって、容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環法への対応も含め、全住民の参加・協力が可能で、かつ市況の低迷が続く中でも継続可能な資源ごみ分別収集体制の整備を目指すものとする。

2. 分別区分

その他紙製容器包装・プラスチック使用製品については、可能な範囲で分別拡大の検討を行う。

ごみの分別区分を表 4-5-1 に示す。

表 4-5-1 ごみの分別区分（計画目標年次：令和 15 年度時点）

分別区分		ごみの種類
可燃ごみ		台所の生ごみ、その他燃えるごみ
資源ごみ	かん類	空き缶、びんのふた（金属製）
	びん類	空きびん
	紙類	新聞、本、ダンボール、紙パック <u>その他紙製容器包装</u>
	衣類	古着（綿、毛糸、合成繊維、皮革）
	ペットボトル	ペットボトル
	<u>プラスチック製容器包装</u> <u>プラスチック使用製品</u>	プラスチック製容器包装（発泡トレイ、プラスチック製ボトル類含む）、 <u>プラスチック使用製品</u>
小型家電	携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、音響機械器具、ノートパソコン等	
粗大ごみ		家具類、家電製品（小型家電及び家電リサイクル法指定品目を除く）、その他（自転車、傘、木等）
不燃ごみ		せともの類、ガラス類、その他（スプーン、包丁等）

注）下線は、新規分別対象品目。

3. 資源ごみ分別収集量

令和4年度、15年度における資源ごみ分別収集量は、表4-5-2に示すとおりである。

表4-5-2 資源ごみ分別収集量の見込み

単位：t/年

区分	年度	実績	予測
		R4	R15
資源ごみ（家庭ごみ集団回収量を含まない。）		1,291	1,890
かん類		75	73
びん類		253	246
紙類、衣類		401	840
ペットボトル		148	135
プラスチック製容器包装		413	595
小型家電		1	1
資源ごみ（家庭ごみ集団回収量を含む。）		1,594	2,176
家庭ごみ集団回収		303	286
ごみ収集量（環境センター搬入量+小型家電、家庭ごみ集団回収量は含まない。）		12,239	10,001
ごみ総排出量（環境センター搬入量+小型家電+家庭ごみ集団回収量）		12,542	10,287

注1) 資源ごみ量は、家庭ごみ、事業ごみの合計値。

4. 分別収集及び再生利用促進の方策

リサイクルシステム構築のためには、資源ごみの再生利用が円滑に行われることが重要である。また、資源ごみのリサイクルシステム構築後もその定着を図ることによって、循環型社会の具体化を図る必要がある。

本町では、リサイクルシステムの定着化にあたり、住民、事業者、資源再生業者それぞれの役割を認識したうえで、相互の協力・連携を図りつつ、次の事項について配慮するものとする。

(1) 分別収集

安定した資源再生ルートを確保するためには、分別収集されるものの品質向上

に努める必要があることから、ごみ排出ルールをより明確にした「ごみの分け方・出し方マニュアル」（改訂版）を活用した啓発活動を通じて、分別収集への協力及び理解を求めていく。また、回収された資源物は、より高い分別基準に適合させていくものとする。

(2) 再商品化製品等の需要拡大

分別収集された資源ごみを確実に再商品化するためには、再商品化により得られたもの（再商品化製品等）の需要を拡大する必要がある。このため、各種広報や啓発活動の展開で需要の拡大を図る。

第6節 ごみの適正処理計画

1. 収集・運搬計画

(1) 計画目標

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における住民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障がないよう中間処理施設あるいは最終処分場まで搬入する手段として位置付けられる。また、収集・運搬は多くの経費を要する部分であることから、ごみ量やごみ質の変化に対応して収集・運搬体制を整備する必要がある。

したがって、本計画においては、ごみの発生・排出状況及び処理処分方法に即した住民サービスの適正化及び処理コストの分析等を通じて、合理的、効率的な収集・運搬体制の整備を目指すものとする。

(2) 収集区域

本町の計画収集区域は、現行どおり行政区域内全域とする。

(3) 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法（収集頻度、収集方式等）は収集・運搬に係る経費、生活環境、住民サービスに関係する。特に収集頻度については、各家庭での保管スペース等に配慮して設定する必要がある、また、効率的な住民サービスやごみ発生量の抑制、経済的負担等を考慮して計画することも必要である。

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における住民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障がないよう中間処理施設あるいは最終処分場まで搬入する手段として位置付けられる。「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」は廃棄物処理法の目的であり、これらを基盤としてはじめて循環型社会が成立する。よって、本町では収集・運搬業務を将来にわたって、継続的かつ安定的に行うため、また、無秩序な競争等によりサービスの遅延、停止がないよう特別な事情がない限り、現行体制を維持することとしている。

そこで、今後減少傾向となるごみ排出量を踏まえ、収集・運搬については表4-2-2に示す現在の委託業者・2者、許可業者・6者体制の保持を前提として、適正かつ効率的な収集・運搬体制の構築に向け適宜検証を行う。

また、周辺環境に配慮した低公害車の導入についても引き続き検討する。

以上を考慮した計画目標年次における収集・運搬体制は、表4-6-1に示すとおりとする。

表4-6-1 収集・運搬体制（計画目標年次：令和15年度）

区 分		収集頻度	主体	収集方式
家庭ごみ	可燃ごみ	週2回	委託	ステーション
	資源ごみ（プラスチック製容器包装） 資源ごみ（プラスチック使用製品）	週1回		
	資源ごみ（上記以外）	月2回		
	小型家電	随時 （拠点回収）	委託 直営	拠点回収
	家電リサイクル対象品 （小売業者の引取義務外品のみ）	随時 （電話申込）	委託	原則戸別収集
	粗大・不燃ごみ	随時 （電話申込）	委託	原則戸別収集
事業系ごみ	可燃ごみ	随時	許可	戸別収集
	資源ごみ			
	粗大・不燃ごみ			
直接搬入ごみ		随時	排出者	—

(4) 収集・運搬の量

本町の収集・運搬計画量は、表4-6-2に示すとおりである。

表4-6-2 収集・運搬計画量

単位：t/年

年度	家庭ごみ				事業系ごみ			
	可燃	資源	粗大・不燃	計	可燃	資源	粗大・不燃	計
R5	5,860	1,273	1,162	8,295	3,139	72	199	3,410
R6	5,469	1,557	1,151	8,177	2,797	71	197	3,065
R7	5,345	1,594	1,142	8,081	2,776	70	196	3,042
R8	5,211	1,625	1,131	7,967	2,750	70	194	3,014
R9	5,094	1,663	1,124	7,881	2,731	70	193	2,994
R10	4,951	1,688	1,110	7,749	2,697	68	190	2,955
R11	4,824	1,717	1,099	7,640	2,671	68	188	2,927
R12	4,699	1,747	1,088	7,534	2,644	67	186	2,897
R13	4,584	1,779	1,079	7,442	2,622	67	185	2,874
R14	4,446	1,799	1,064	7,309	2,586	65	182	2,833
R15	4,323	1,824	1,052	7,199	2,557	65	180	2,802

2. 中間処理計画

(1) 計画目標

排出されるごみは、可能な限り分別収集等によって再資源化することを前提とするが、それでもなお中間処理を行う必要があるごみについては、その量及び性状に適した中間処理を行うものとし、これを計画目標とする。

また、現有施設の耐用年数、維持管理や改修費用等を踏まえ、令和14年度からのごみ処理の広域化を目指し、泉佐野市上之郷地区を予定地とした新ごみ処理施設建設に向け、泉佐野市田尻町清掃施設組合等と連携して協議を進めることとする。

(2) 中間処理の方法

現在、本町では、焼却、破碎・選別等の中間処理により排出されるごみを適正に処理していることから、広域化による新ごみ処理施設が稼働するまでの間は、現行体制を踏襲し、以下のとおりの中間処理を行っていくものとする。

可燃ごみ→焼却

粗大・不燃ごみ→破碎・選別

また、破碎残渣ならびに資源化不適物等の処理残渣（不燃物残渣を除く。）については、焼却による最終処分量の減量化・減容化を図るものとする。

なお、かん類、びん類、紙類、衣類、ペットボトル、プラスチック製容器包装（プラスチック使用製品を含む。）については、ストックヤードに保管した後、資源再生業者に引き渡すものとする。

また、小型家電の中間処理については、委託する。

(3) 中間処理の量

本町の中間処理計画量は、表 4-6-3、表 4-6-4 に示すとおりである。

表 4-6-3 中間処理計画量（焼却処理施設）

単位：t/年

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
可燃ごみ	8,999	8,266	8,121	7,961	7,825	7,648	7,495	7,343	7,206	7,032	6,880
破碎残渣	1,189	1,177	1,169	1,158	1,151	1,136	1,125	1,113	1,104	1,090	1,078
選別残渣	133	134	137	138	140	141	142	141	142	143	144
焼却量計	10,321	9,577	9,427	9,257	9,116	8,925	8,762	8,597	8,452	8,265	8,102

表 4-6-4 中間処理計画量（焼却処理以外の施設）

単位：t/年

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
粗大ごみ処理施設	粗大・不燃ごみ	1,361	1,348	1,338	1,325	1,317	1,300	1,287	1,274	1,264	1,246	1,232	
	資源物	鉄類	147	146	145	143	142	140	139	138	137	135	133
		アルミ類	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
		廃電線	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
		破碎残渣	1,204	1,192	1,183	1,172	1,165	1,150	1,139	1,127	1,118	1,103	1,091
選別施設	処理量（プラ類）	553	576	598	618	640	656	673	689	706	717	730	
	資源物	ペットボトル	132	132	131	130	129	128	128	128	127	126	125
		プラ製容器包装	368	389	409	428	448	463	479	495	511	522	534
		選別残渣	53	55	58	60	62	64	66	66	68	69	71
	処理量（びん類）	272	269	267	264	263	260	257	254	252	249	246	
	資源物	びん類	192	190	188	186	185	183	181	179	178	175	173
		選別残渣	80	79	79	78	78	77	76	75	74	74	73
ストックヤード施設		519	781	798	812	829	839	854	870	887	898	913	
	資源物（古紙類）	439	702	719	734	751	763	779	795	813	825	840	
	資源物（かん類）	80	79	79	78	78	76	75	75	74	73	73	
委託	小型家電	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(4) 中間処理後の資源化量

焼却後に回収される鉄類、粗大ごみ処理施設で回収される鉄・アルミ類や資源物（びん、紙類、衣類、ペットボトル、プラスチック製容器包装）は、表 4-6-5 に示すとおりである。

表 4-6-5 資源化計画量

単位：t/年

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
ごみ総排出量	12,021	11,555	11,433	11,288	11,180	11,006	10,866	10,727	10,609	10,431	10,287		
資源化物	鉄類	147	146	145	143	142	140	139	138	137	135	133	
	アルミ類	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	
	廃電線	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	
	スチール缶	50	49	49	48	48	47	47	47	46	45	45	
	アルミ缶	30	30	30	30	30	29	28	28	28	28	28	
	ペットボトル	132	132	131	130	130	129	128	128	127	126	125	
	プラスチック製容器包装	368	389	409	428	448	463	479	495	511	522	534	
	びん類	192	190	188	186	185	183	181	179	178	175	173	
	紙	新聞	80	128	131	134	137	139	142	145	148	151	153
		本	98	156	160	163	167	170	173	177	181	184	187
	衣類	段ボール	148	236	242	247	253	257	262	267	274	278	283
		紙パック	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		小計	440	702	719	734	751	763	779	795	813	826	840
		合計	1,369	1,648	1,681	1,709	1,744	1,764	1,790	1,819	1,849	1,865	1,886
再生利用率（資源化率） （環境センター処理後 資源化物のみ）	11.4%	14.3%	14.7%	15.1%	15.6%	16.0%	16.5%	17.0%	17.4%	17.9%	18.3%		
集団回収量	316	313	310	307	305	302	299	296	293	289	286		
再生利用率（資源化率）	14.0%	17.0%	17.4%	17.9%	18.3%	18.8%	19.2%	19.7%	20.2%	20.7%	21.1%		

注) 鉄・アルミ類：不燃ごみ及び粗大ごみから回収されるもの。

資源物：資源ごみから回収されるもの。

3. 最終処分計画

(1) 計画目標

本町では、中間処理後の焼却残渣、不燃物及び資源化不適合物（資源再生業者から返送される資源化不適合物）の埋立処分を大阪湾広域臨海環境整備センターに委託している。大阪湾広域臨海環境整備センターは大阪湾フェニックス計画に

より、長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理しているので、今後も資源化・排出抑制施策の推進による中間処理量の減量化によって、最終処分量の低減化に努めることを目標とする。

(2) 最終処分の方法

上述したとおり、当面は焼却残渣、不燃物及び資源化不適合物について、現行どおり大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分を継続していくものとする。

(3) 最終処分量

本町の最終処分計画量は、表 4-6-6 に示すとおりである。

表 4-6-6 最終処分計画量

単位：t/年

	内訳	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	備考
最終処分量	焼却残渣	891	877	865	852	841	825	812	799	787	772	758	炉から
	不燃物	526	518	511	503	497	487	480	472	465	456	448	炉から
	資源化不適合物	80	79	79	78	78	77	76	75	74	74	73	カレット（ガラス屑）残渣
	計	1,497	1,474	1,455	1,433	1,416	1,389	1,368	1,346	1,326	1,302	1,279	

第7節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性及びその他の人の健康または生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある廃棄物として、以下のものが特別管理一般廃棄物として指定されている。

- 焼却炉集じん灰
- 感染性一般廃棄物

これらの特別管理一般廃棄物は排出された時点から、それ以外の廃棄物とは区別して、保管、収集、運搬、再生、処分に至るまでの管理を特別に強化することが必要である。

(1) 焼却炉集じん灰（焼却残渣）

環境センターの集じん設備で集められたばいじんは、分離排出、分離貯留し、環境に配慮した薬剤処理をする必要がある。

(2) 感染性一般廃棄物

医療系の廃棄物を「全て感染性廃棄物」と考える必要はないが、感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物に分別することを徹底させる必要がある。このため病院、診療所では感染性病原体が含まれるか、若しくは付着している廃棄物（感染性廃棄物）とそれ以外の廃棄物を区分して排出するよう求める必要がある。また、感染性廃棄物については、排出事業者に対して、法的規制に基づく適正処分の徹底を図る必要がある。

2. 処理困難物への対応

廃タイヤ等の適正処理困難物、特別管理一般廃棄物、有害ごみ等については、環境センターでの適正な中間処理が困難であることから、製造業者や販売店等にこれらの引き取りを要請する等、処理ルート確保に努めるとともに、排出者に対しては、適正な排出方法に関して、広報等により周知徹底を図っていくものとする。なお、新ごみ処理施設での対応は、今後においても、関係市町、泉佐野市田尻町清掃施設組合と協議していく。

3. スtockヤードの効率的運用等

環境センターの貯留スペースにおいて、今後も、品目毎に貯留状況の変化に対応した施設管理を行っていく。また、新ごみ処理施設におけるStockヤードの施設規模やその管理については、今後においても、関係市町、泉佐野市田尻町清掃施設組合と協議していく。

4. 不法投棄・不適正処理対策

廃棄物の処理については、廃棄物処理法で生活環境の保全上支障が生じないよう

に処理基準が定められているが、不適正処理は、不法投棄など処理基準に適合しない処理のことをいい、廃棄物を燃やす、埋める、集めて運ぶなどの行為がある。

不法投棄、野焼き、野積みのような不適正処理を未然に防ぐため、府・近隣自治体・警察等による対策連絡会等を通して情報交換を行いながらパトロールや監視カメラによる監視を行うとともに、定期的な清掃や看板等を設置して、不法投棄などが行われないような環境づくりを推進していく。

5. 高齢者等支援が必要な方のごみ出し支援について

近年、高齢化や核家族化が進む中で、家庭からのごみ出しに課題を抱える事例が増加している。こうした傾向は、今後数十年にわたり続くものと見込まれるため、現在実施している粗大ごみ排出サポート事業については継続していく。なお、高齢化や核家族化における新たな課題が今後出てきた場合は、関係課と協議しながら検討していく必要がある。

6. 感染症対策

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理では、業務を継続するために、自宅療養者が排出する廃棄物の取り扱い、収集作業等における安全確保、マスクや消毒液等の保護具の確保、優先すべき処理業務の決定など、短時間に対応すべきことがあった。今回の新型コロナウイルス感染症対策を、今後の感染症対策の基本とし、一般廃棄物処理業務を実施する。

7. 災害対策

大規模災害発生時においても円滑に廃棄物の処理を実施するため、堺市以南の自治体間で締結している「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」、令和元年8月に大栄環境株式会社と締結した「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」に基づき対応することとし、その他地域での大規模災害発生時についても可能な範囲で協力していく。

また、令和3年3月に策定した「熊取町災害廃棄物処理計画」は全町域に係る災害廃棄物処理に関し、想定される災害に対し事前準備や発災後の処理体制の整備など、本町が行う業務についてその基本方針を示しており、これにより生活環境の保全及び公衆衛生の確保はもちろんのこと、再資源化を図りながら災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

8. 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクルに従って推進する。
進捗状況の把握をし、点検・評価することにより各施策を見直し、改善する。
必要な対策については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」に反映していく。

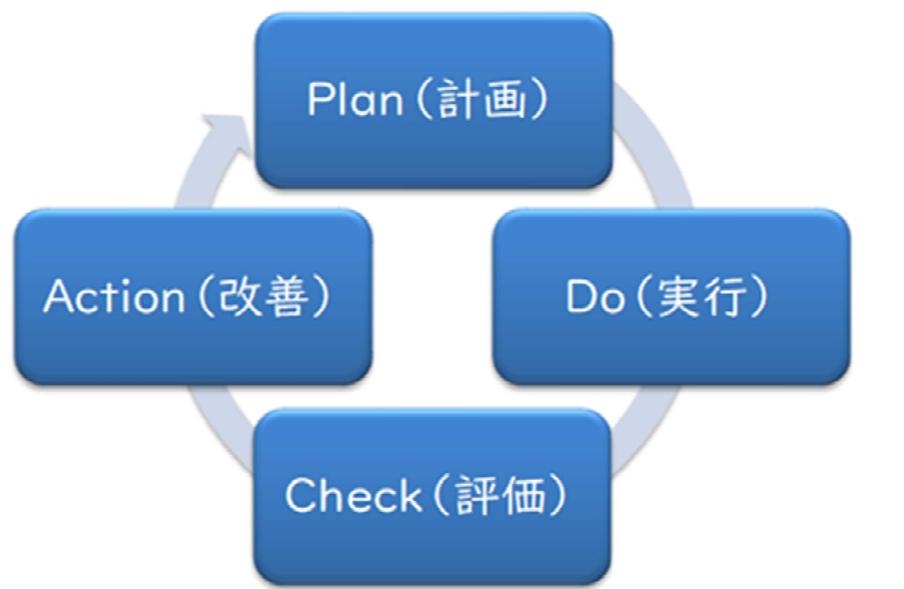


図 4-7-1 PDCAサイクルのイメージ図